

定を設けたものである。石油の容量課税に付ては同様條約調印の際機密外交文書を以て之を約し、西公使より露國外相宛往翰に「帝國政府に於ては石油に對し税を課するに其の容積を以てせずして其の重量を以て標準とする新規の賦課法を制定するの意思なき旨」を申入れた。因に露西亞側の説明するところによれば露國產石油は比重〇・八二五なるに對し、米國產は〇・八〇〇弱なるが故に、重量により課税するときは露油百二十一「リートル」は米油百二十五「リートル」と同額を課税せられる勘定となることであつた。尙改正日露條約第十八條に於ては本邦提案通り「安政元年及五年日露間締結の兩修好條約、慶應三年締結の新定約書並に之に附屬する一切の諸約定に代るべきものとす」と規定したところ、右行文上誤解を生ずるの虞ありとの露國側の意見により「明治八年五月七日調印樺太千島交換條約は改正條約締結の爲め何等其の效力に影響を及ぼさざる」旨の宣言書をも併せ交換するところあつた。又前記議定書第二節に付ては日伊條約調印の場合と等しく「本節に基き兩締約國間に交渉を開始したる後六ヶ月以内に交渉結了せざるときは双方の產物は國定稅率の適用を受くべき」旨の公文交換行はれ、又第十九條所定本條約實施の通告をなす際の條件たるべき法典の公布に關する公文は、日英條約調印の際に於けると同様のものが西公使より交付せられた。尤も前記議定書第二節に拘らず、其後露西亞側より協定稅率に關する交渉なく前記交換公文は空文に終つた。議定書第三節に付ても明治四十年七月二十八日日露漁業條約調印迄何等の協定なかつたが、本邦側に於ては明治二十三年十一月一日より施行の稅關規則第五十三條によつて、樺太島貿易に従事する船舶に限り當分の内出入港手数料及該船に搭載する貨物の輸出入税を免除することとなり、右樺太貿易に關する特典は、明治三十二年一月一日改正關稅定率法及關稅法實施迄繼續した。尙日露改正條約は明治二十八年六月十九日露西亞皇帝之を批准し、我方は九月九日御批准あらせられ、九月十日東京に於て批准交換が行はれた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷三三二文書以下

第六節 對 獨 交 涉

第一款 豫 備 交 渉¹

交渉開始 獨逸との條約改正交渉は明治二十六年十一月六日陸奥外相より在獨青木公使に對し、改正條約案に對する獨逸政府の意向内探方訓令したるに始まる。之に對し青木公使よりは十一月十五日及十九日電報を以て意見を上申して來た。即ち「獨逸の態度は面白くない、又獨逸政府は明治二十二年六月十一日調印濟みの大隈條約の復活を望んで居る。従て直ちに條約改正問題に付之れに接近することは賢明でない、英國其の他の有力諸國との交渉完結した後を俟つて獨逸との交渉を開始するを可とする」といふのである。依て獨逸との條約改正交渉は其儘打捨てゝ來たが、其の後明治二十七年五月頃に至つて青木公使による英國との交渉大に進捗し略々其調印の見込み確實となつたから、陸奥外相は青木公使に對し時期を見て獨逸との交渉をも開始すべき旨訓令した。依て青木公使は九月三日獨逸外相マルシヤル男 *Freiherrn Marschal von Bieberstein* と會見して開談を促した。即ち獨逸が從來日本との條約改正に對し好意を示した沿革を説明し、速かに日本との條約改正交渉を完了するに至ることを希望したのである。然るに獨逸の態度は甚だ冷淡であつたから、青木公使は先づ條約改正交渉に付、在本邦獨逸公使を説得するの必要を申出た。依て陸奥外相は當時輕井澤避暑中の獨逸公使グートシュミット男 *Baron Gutschmid* の許に林次官を派遣し、同公使より本國政府に對し條約改正に關する好意的意見の上申方を依頼した。其後に至つて在橫濱獨逸人は日英改正條約の調印に反對し、斯くの如き條約が日本と獨逸との間に締結せられないことを希望する旨、本國政府に建議する等のことがあつた。十月八日在本邦獨逸公使は陸奥外相に面會を求め、本國政府より大隈條約調印以後に於ける情勢を報告

すべき旨訓令を受けたる旨を傳へ、并に右に付ては調査に相當の日子を要するに付右報告を本國に發送し得る期は何れ十一月初旬となるべきところ、右報告に關聯し日英改正條約の解釋に付左記八ヶ條の説明を承りたいと申出た。

獨逸公使の質問要項 在本邦獨逸公使より改正日英條約に關する質問要項

- (一) 外國人は日本に於て土地所有權を有し得るや。
 - (二) 工場の設立、製造業の經營、株式の所有、鐵道及鑛山事業に参加する外國人の權利は如何になるべきや。
 - (三) 新條約の下に外國人は長期の借地權は許さるゝとするも、右外國人の獲得せる借地權は新條約滿期後廢棄せらるべきことなき保證は如何にして與へらるべきや。
 - (四) 英國との協定稅率は獨逸よりの輸入品の一部分のみを包含するところ、獨逸政府は日本に於て特に利害關係を有する多數の物品に關して協定稅率を設定せらることを希望せざるを得ず。
 - (五) 新條約十八條により外國人居留地を日本の行政區域に編入するに付、獨逸國民が現に正當に享有するところの權利に對し如何なる保證を與へらるゝや。
 - (六) 所謂貿易規則（保稅倉庫及港灣に關する規則等）に關する取極めは如何になるべきや。
 - (七) 商標の保護に關する條約締結の件は如何になるべきや。
 - (八) 遺贈、結婚等に關する事項を満足に規律するに付必要なる領事職務條約の締結は如何になるべきや。
- (註) 互惠平等原則トスル條約下ニ於テハ在日本獨逸人ハ在獨日本人同様土地所有權ヲ有シ得ルニ至ラザルベカラズ。
- 右獨逸公使よりの重要な質問に對し陸奥外相は即日林外務次官をして逐一詳細なる説明を試みしめると共に説明書を手交した。

陸奥外相の説明書 該説明書に於ては劈頭、日英改正條約は獨逸公使の思考するが如く決して不明確の點なきことを

述べた後、

- (一) 新條約に於ては外國人に土地所有權享有に關し何等の明文なきに付外國人は之を享有するを得ず。土地所有權は元來一國經濟上特殊の性質を有するものなるに付、將來之れに關する事項は一切國法に委任せんと欲するものである。
- (二) 日本に於て外國人の享有するを得べき權利は日本人が外國に於て然るが如く、又公使の例示せる或權利に於ても然るが如く、當該國民が享有するものに比し僅少なからざるを得ない。併し日本政府に於て如何なる權利を日本國民の爲め留保するの必要あるやは今日明言することを得ない。只日英條約の規定は一八七九年（明治十二年）獨逸布哇間の條約に準據せる字句なれば獨逸側に於て反對あるべきものと思はれない。
- (三) 居留地外に於ける外國人は土地を所有し得ざる點に於て日本人と異なるが故に其の享有することを得るに至るべき借地權は出來得る丈け長期にせざるべからず、然らざれば獨逸人は日本に於て製造所等に投資を爲すこと能はずと獨逸公使より主張するも、是等の事項は當該國の國法の定むるところに委任せざるを得ない。
- (四) 日英協定稅率の適用を受ける物品は英國よりの總輸入額中の六割乃至六割五分を包含するものと思考せらるゝに付、日本が獨逸に許與するところの協定稅率の範圍も同様の割合に上るべきものと思考す。
- (五) 本件に關する質問は既に第三問に付答へたところである。永代借地券面に定むる借地料は國稅たる地租に代るべきものなるも地方稅は之れ以外に屬するものである。
- (六) 現行安政條約が效力を失ひたる以後、右に附屬する貿易規則並に港及保稅倉庫に關する諸規則は國內法を定むる積りである。

(七) 帝國政府は改正條約案第十六條及同議定書第三節の規定により、商標に關し獨逸側の希望する保護は充分なり

と思考す。(尤も右に對し獨逸公使は獨逸は英國と異り工業所有權保護に關する萬國條約に加入し居らざるが故に特別に取極を要すと説明す)

(ハ) 帝國政府は獨逸との間に領事職務條約を締結することに異議なし。

(註) 日本政府ハ獨逸ガ其ノ國法ニヨリ外國人ニ對シ土地所有權ヲ附與シ居ルニ對シ、日本ハ條約ヲ以テ獨逸國民ニ土地所有權ヲ許可スル義務アルベキト考ヘテ居ナイ。本點ニ關シ所謂相互主義トハ獨逸ニ於テ新條約ノ下ニ於テ土地所有權ニ關スル一切ノ事項ニ付立法ノ自由ヲ有スルガ如ク、日本ニモ國法上同様ノ自由ヲ有セシムベキデアルト思フ。尤モ後年ニ至ツテ日本人ノ意向モ變リ外國人ニ土地所有權ヲ許ス立法ヲ設ケ得ルニ至ルトシテモ、何レニシテモ日本ハ條約ニヨツテ外國人ニ土地所有權ヲ有セシムルコトヲ欲シナカッタ。

獨逸公使は上記林外務次官よりの回答に於て、大隈條約の下に於けるよりも在本邦獨逸人の權利は相當制限せられて居るものであることを明確にした。又當時に於ける本邦國論の保守的趨向に徴し、將來に於ける保證に付新條約中に明確な規定を挿入するを要するものと觀察したことは想像に難くない。旁々陸奥外相が在本邦獨逸公使に對して爲した折衝も何等局面を開するに至らず、獨逸政府の態度は他の政略をも絡んで愈々硬化し、青木公使よりの督促に對し、審議を名とし至急には開談に應じ難きことを明治二十七年十一月一日回答するに至つた。然るに其後米國との條約改正交渉は進捗を見て十一月二十二日調印を見るに至り、又伊太利とも同年十二月一日調印せられるに至り、獨逸政府の態度も稍々緩和し十二月三十日在本邦獨逸公使は陸奥外相に對し政府の訓令を通報して、獨逸政府に於ては明治二十八年一月中旬に至らば青木公使との間に交渉開始すべき意向であると傳へた。

其後獨逸政府は在本邦獨逸公使が通報せるが如く、明治二十八年一月二十七日付を以て青木公使に對し、條約改正に關する獨逸對案の要旨十八ヶ條を述べた詳細な覺書を送付し、更に一ヶ月半餘後れて四月十七日關稅協定案に關し、獨逸よりの目星しき輸入品を殆ど網羅した龐大な稅目表を要求して來た。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一二五文書以下

第二款 一般諸問題に關する交渉

獨逸政府の覺書 前款所述明治二十八年一月二十七日獨逸側より提出せる條約改正覺書は、曩に明治二十六年十月在本邦獨逸公使より質問の結果に基き、獨逸側に於て日英改正條約の規定不充分なりとせる諸點に對し、追加規定を設けようとするものであつて、各種困難な法律問題を包含して居た。其の内容は次の如くである¹。

- (一) 明治二十年井上外相時代に獨逸政府より提案せるものを基礎とし領事職務條約を締結すべきこと。
- (二) 新條約實施前二ヶ年前に日本諸法典の實施せられ居ることを要すること。右は明治二十二年六月十一日大隈條約調印の際西園寺公使より獨逸外務大臣に宛たる公文記載の通りである。
- (三) 必ずしも條約中に之を規定するの必要なきも日本民法の翻譯を適當なる時期に完成せらるべきことを期待す。
- (四) 新條約實施の際獨逸領事裁判所に繫屬中の事件に關し規定を設くべきこと。
- (五) 獨逸領事裁判權は一切の他の諸國と同一時期に於て撤廢せらるべきこと。
- (六) 居留地の内外に於て農業以外の目的の爲めに外國人に對し土地所有權を附與せらるべきこと。
- (七) 第三條第三項及第十一條第二項中に於て「外國通商の爲めに開き又は開かるべき場所」又は「外國貿易を許さる仕向港」云々と云ふが如き限定的字句あるは全國を開放すべしとの主義に一致せざるにより右規定中より右樣限定的字句は削除し、締約國民は稅關官吏を自己の費用を以て乗船せしむる場合に於ては、當該所屬船舶を以て如何なる港、場所に於ても入港せしめ得べき樣規定を改めること。
- (八) 第十一條第三項に於て大阪をも外國船が沿岸貿易を營み得る範圍に包含せしむること。

(ハ) 沿岸貿易の爲め日本國民は外國船を傭船し得べき規定を設けること。

(ニ) 舊居留地内に於て外國人の所有するに至るべき土地の課税、賣買、遺贈、相続に關しては日本國民所有の土地と同一に待遇せらるべきことを規定すること、即ち大隈條約第二十二條の規定を復活すること。

(三) 獨逸は工業所有權及版權保護に關する國際條約に加入し居らざるにより是等に關し將來特別條約を締結すべきことを議定書中に宣言すること。

(四) 砂糖に關する日英條約議定書第四節に代へ次の規定を設けること。「締約國一方の領土内に於て或貨物の產出又は消費に對し内國税を課す場合には他の一方より輸入せらるる同種の貨物に對しても之を課し得るも内國產に對するよりも多額なるべからず、又是等課税は外國輸入品と同種なる貨物が内國に於て生産せられざる場合には當該輸入品に對し内國税を設定するを得ざること、又外國輸入品に對する内國税は内國產貨物に課する期間を超ゆべからざること」

(五) 戻税は五ヶ年以内には再輸出する場合に附與せらるべく、又之を受くるが爲めには從來の通り現實の證據を提出するを以て足り原包装の存続を必要とせざること。

(六) 新協定稅率及國定稅率の實施は日英條約に於て批准交換後一ヶ月とありしを六ヶ月後と改むること。

(七) 一切の既得權は改正條約消滅後に於ても尊重せらるべきこと。

(八) 第十五條一般的最惠國待遇を規定するに付通商及航海の外「一切の他の事項」なる字句を挿入すること。

(九) 輸入税の賦課に付日本税關官吏と輸入者との間に爭議ある場合に於て其の爭議を決定すべき現行の規則は從量税に關する追加條約締結せらるゝ迄存続せしむること。

(十) 獨逸臣民は私設保稅倉庫を設立し得ること。

交渉澁滞 前記諸項に對し陸奥外相は明治二十八年二月二十七日電報を以て(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)の六項に付ては直ちに同意したが、他の十二項に付ては其の儘承認出來ないところが多い爲め、其後彼我の間に種々論争を必要とするに至つた。要するに獨逸側に於ては前記十八ヶ條に互る修正及後述協定税目の擴大により事實明治二十二年締結の大隈條約を復活しようとするものであつた。

而して其後明治二十八年四月二十三日には日清戰爭の戰果に關し獨逸を主動とする三國干涉が行はれ、又陸奥外相病氣の爲め六月五日西園寺文相(大隈時代に於ける駐獨公使)の外相臨時代理を仰付けらることとなり、自然獨逸との條約改正本交渉は進捗を缺く原因となつた。更に獨逸側に於ては本邦海軍當局が専ら軍艦の注文を英國造船所にのみなすことに對し不滿を懷き、右は獨逸の工業力を信用しない結果であるとし、又日本今回の提議は明治二十二年大隈條約締結の經緯に背くものであるとし交渉は遅々として進まなかつた。此間にあつて大局に關はらぬ小問題については獨逸側に譲歩すべきを可とする青木公使と、本邦國法の尊重と帝國裁判權の確保とを顧念する西園寺外相代理との間に意見往復の電報梭を織るが如く交換されたが、談判は愈々澁滞するに至つた。青木公使は一々本省に訓令を仰ぐことを欲せず、條約改正に關する全權委任狀の建前上、大局に關しない事項に付ては單獨決定の權限を與へられるやう稟請したが、西園寺代理に於ては國內事情を楯とし之に應ぜず、隨つて彼我的交渉進捗振りには恰も牛歩の如きものがあつた。併し兎に角十月下旬頃より漸く交渉好轉し明治二十八年十二月十六日には前記十八ヶ條の獨逸修正要求中彼我の間に妥協至難と思はれるものは六ヶ條に過ぎないこととなつた。

逐條審議 右六ヶ條とは

(一) 法典公布問題

(二) 土地に關する諸問題即ち抵當權、工業用地の長期借入、外國人加入の組合名義による土地所有に關する件

- (乙) 外國船の不開港地入港問題、
- (丙) 永代借地權確保に關する諸問題、
- (丁) 既得權尊重問題、
- (戊) 通商航海以外の事項に關する最惠國待遇問題であつた。

青木公使覺書 以下逐次各項目に涉つて交渉の概略を敘述する。獨逸政府覺書所載要求綱目の第二項に付ては嚮に青木公使は明治二十八年五月中詳細なる覺書を獨逸側に送付し、日本に於ては着々法典編纂事業の進捗し居ること及日本の裁判制度の完備するに至れることを説明して、此際獨逸側に於ても英國政府が既に同意した如く、條約調印の際日本政府より交付すべき宣言は領事裁判權廢止一年前に諸重要法典が實施せられ居るべきことを言明するを以て満足することを希望した。右青木公使が本邦法典編纂の現狀に關し獨逸政府に提出した覺書の内容は我國が法治國として完成の域に達した經緯を詳述した論稿であつて注意すべきものであるから茲に摘録する。

『我國に於ては明治二十二年二月十一日憲法公布せられ、翌明治二十三年十一月二十五日帝國議會の開會と同時に施行せられた。憲法中に

「司法權は 天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ。裁判所の構成は法律を以て之を定む」「裁判官は法律に定めたる資格を具ふる事を以て之に任ず。裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由る外其の職を免ぜらるゝことなし。懲戒の條規は法律を以て之を定む。」「裁判の對審判決は之を公開す、但し安寧秩序又は風俗を害す虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得。」「特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む。」「行政官廳の違法の處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬するものは司法裁判所に於て受理するの限りに非ず。」「(第五章第五十七條乃至第六十一條)

なる諸規定により律せられ居るを以て今や日本は法治國として完成せるものである。即ち日本に於ける司法權は從來と異り全く行政權と分離せられ外國人は帝國の司法權に服従するも其の權利の擁護に對し有效にして不變、不動良く實際に叶ふところの正統の裁判を與へらるべき保證が充分である。右は過去殆ど二十五年餘の星霜と巨多の人力と資力とを以て完成せられたるものと云ふべきである。

帝國裁判所制度は明治二十三年十一月一日實施の裁判所構成法に基くものなるが、同法の多くは獨逸帝國に行はれるところを模範としたものである。之が裁判の任に當り又は之が事務に従事する者即ち判事及檢事は一般近世國家學及法律學の觀念に基礎を置くところの試験二回を受くこととなつて居る。即ち其の第一回試験は學術を、第二回試験は三ヶ年間裁判に關する事務の見習を受けたる後之れを受くるものである。裁判官の身分は獨立せる終身官とし、本人の意志に反し停職、免職又は減俸に處せらるゝは懲戒又は刑法の宣告ある場合に限る。而して右懲戒處分は明治二十三年八月二十日公布の判事懲戒法に従ひ控訴院及大審院に於て行はるゝものである。裁判官には俸給及恩給を給し控訴院及大審院の決議によるに非ざれば退職せしむるを得ざるものである。又裁判官に對しては明治二十三年六月二十日及同年八月二日公布の勅令により充分なる官等、俸給を支給せられ司法、監獄及警察上に費すところの國費額は明治九年に於て五百十四萬圓に過ぎざりしものが、明治二十年には千二百九萬圓に上り、明治二十五年度豫算によれば更に千三百九十一萬圓に上つて居る。

裁判手續に關する法律も整備せられ、全然歐洲法學上の觀念に基くところの裁判の公開、口頭審問、訴訟手續に關する原則を採用して居る。即ち治罪法は明治十五年以來實施せられたが、其後裁判所構成法に適合せしめんが爲め改正せられ刑事訴訟法として構成法と共に實施せられるに至つた。民事訴訟法も獨逸法に倣つて起草せられ、之が草案は明治十九年中公にし明治二十四年一月以降實施した。公法關係に付ても古來日本に行はれた地方自治制度を獨逸に倣ひ制定した市町村制及府縣制により完成し、又行政裁判法は明治二十三年六月二十八日を以て公布し、之を同年十月一日より實施し之が爲め獨立の裁判官を置くことゝなつた。

次に實質的法律に付てと云ふに刑法は明治十五年一月一日以來治罪法と共に仁慈の精神を以て制定實施せられた。民事に關する法典の編纂制定は非常の困難を感じたが、早くも明治十七年には破産法を包含するところの商法草案を公にし、明治十五年以來時々民法中一部の草案を公にしたが右兩草案は充分の審査を経た後法律として明治二十三年三月二十七日及十月六日公布せられ、内商法は明治二十四年一月一日より、民法は同二十六年一月一日より施行することゝなつた。然るに當時開會せられた帝國議會に於ては特に法律を制定し前記商法實施期を明治二十六年一月一日迄停止し、次いで帝國議會は明治二十五年十一月二十二日の法律を

以て前記民法商法共之を一層國情に適合せしめる目的を以て審査せしめる爲め其の實施期を孰れも明治二十九年十二月末日迄延期した。尤も右明治二十五年の延期法中には修正を終へたものは期限中と雖も直ちに施行すべき旨を併せ規定した。依て前記商法中商號、商事會社、爲替及破産に關する部分、即ち外國人との取引上最も重要な部分は一、二の修正を加へたる上明治二十六年三月四日公布の法律を以て同年七月一日より實施せられた。其の他民法修正の事業は目下法典調査會に於て努力して居るから之が完結を告ぐるは當初豫期した時期よりも速かなるものと思考せられるのである。

前記の諸法典に附隨して明治二十三年十月六日を以て十七ヶ條より成る法例公布せられ、其の中第三條及第四條に於ては國際私法に關する規定を定めた。即ち兩條に於ては人の能力、身分、親族の關係及之より生ずる權利、義務並に相續法に付ては國籍主義を採用して居る。右法例の實施も民法及商法と其の軌を一にする爲め一時明治二十九年一月一日迄停止し居るも現に帝國裁判所に於ては右法例に關する規定により裁判して居る。依て是等國際私法に關する事項に付ては近世學理に適合するところの法例の原則が既に日本に於て行はれて居る次第であるから獨逸臣民は是等の事項に付ては日本裁判所に於て自國の法律に従ひ裁判を受けることを保障せられて居るものである。尤も此の點に付ては將來兩國に締結せらるべき領事職務條約の規定により一層明白になるべきである。

之を概言すれば日本に於ては刑法及私法の編纂は明治二十三年迄に全部之を完成して居る。明治十五年以來日本國裁判所は歐洲法理學に基礎を置くところの刑法及刑事訴訟法を施行し、其後五年にして獨逸法に從て制定せられた民事訴訟法を施行して居る。尤も實質的私法に付ては更に十餘年前より日本の法律家に之が再起草を審査せしめ居れるが、其の中商業上に最も重要な部分に付ては約一年前以來實施せられて居り、其の他即ち既に公布せられた民法及商法の殘部並に之に關聯する諸法典は目下修正の爲め實施を延期して居るが右修正が豫定の期限内に行はれ之が實施を見るに至るべきは確かである。

更に日本裁判所の裁判官及檢察事は殆ど皆獨逸又は英法を學んで居り而して是等諸法典編纂の事業は主として是等三國出身の外國人法學者の關與するところであつた。大審院に於ては獨逸法を研究し爾來獨逸の法學者と交際を斷たず、又獨逸語を良く解するところの法學者を以て其の院長と爲して居る。帝國大學には其の法學部を獨、英及佛の三部に分ち學生をして何れか其の一部に付學ばしめ、其の講義は既に施行中の法律及既に公布せられて未だ實施せられて居ない法律に基いて爲されて居る。其の他多數の私立

學校に於ても泰西法學の研究を行ひ多數の裁判官、檢察及辯護士を養成して居る。之を要するに外國は領事裁判權を廢止するも日本國の裁判官は別に準備を要せずして充分に良く法典適用をし得るの程度に達して居るものである。又外國人が日本語を解するは困難ならざるに非ずと雖も現今日本の司法官及辯護士は少くとも重なる外國語の一を解し、外國人は之に接近するに何等の不便を感じざるのみならず、諸官廳の交渉及內國人に對する訴訟關係も獨逸英語を以て用便し得べく、又上記各重要法典は悉く英獨又は佛語を以て起稿せられたものなるのみならず、其の法律となりたるものに付ては我司法省に於て悉く之を英文に翻譯し之を公表することゝして居る。

上記青木公使よりの本邦重要法典編纂の現況に關する説明を受けた後、終に獨逸側は其の提案を撤回し、結局日英改正條約の場合に於ける如く、條約調印の際明治二十九年三月三十一日付を以て青木公使より獨逸外務大臣マルジャル・フォン・ビーベルスタイン男宛外交文書を以て「日本帝國政府は日本國と獨逸國との間に現存する條約の消滅に歸する時に當りて日本帝國の各法典の實施せられ居ることの利便なるを認め候に付目下尙調査中に係る法典の各部が實施せらるるに至る迄は條約第二十一條第一項に記載したる所の通知を爲さざることを相約し候」なる旨を約した。第三項に關し民法の翻譯を適當なる時期に完成せしむべき獨逸側の希望に關しては、前記明治二十八年五月青木公使より獨逸政府に提出した法典編纂現況に關する覺書により、獨逸側は満足するところとなつた。

第四項に付ては獨逸側希望の如く本條約調印に對し附屬議定書第五節に於て條約第二十二條に關する解釋として、改正條約實施の際獨逸領事裁判所に繼續せる總ての事件は其の判決の完了する迄當該領事裁判所の管轄權に屬する旨を規定した。

第五項に付ては獨逸側の希望を容れ領事裁判權撤廢に關する最惠國待遇を保證する爲め、明治二十九年三月三十日付を以て同外相より青木公使宛公文を以て「獨逸帝國と日本帝國との間に締結すべき新通商航海條約協定可相成に付ては帝國政府は現今日本國內に執行致居候領事裁判權を新條約實施の時より拋棄致候義異存無之候得共右の拋棄は他

の各外國が執行致居候領事裁判權の消滅すると同時に始めて效力を生ぜしむへしと相考居候」なる旨申越し、青木公使は同三十一日付を以て之を了承する旨回答した。尙右領事裁判權撤廢に關する最惠國待遇保證の公文中には、大隈條約改正の際の明治二十二年六月十一日付西園寺公使發公文と異り、無條件に一切の外國が領事裁判權を抛棄し居ることを要すとしたが、右は大隈條約改正當時と異り既に支那も日清戰爭により領事裁判權を失つて居たから條件附留保をなすの必要なきによるものであらう。

第六項に付ては青木公使に於ては再び對英交渉の場合に於ける如く陸奥外相に對し、せめて居留地内永代借地權は之を土地所有權に更改することが交渉上有利でもあり又法律上及財政上にも本邦に利益なるべしとの意見を建議したが、陸奥外相は依然國內政治上の理由を楯とし之に同意しなかつた。然るに獨逸側に於ては獨逸人は居留地外に於て土地所有權を有し得ない以上、其の保有を許さるべき土地借地權等は、土地所有權を有し得る日本人の場合に於けるよりも長期に亘り繼續し得べき法制上の保證を享有すべきことの必要を主張した。之が爲め附屬議定書第二節に於て本條約第一條及第三條に關する解釋として「兩締約國は其の一方の臣民が他の一方の版圖内に於て内國臣民と同様不動産、抵當權の取得及占有を許すことに同意す」べき旨を規定し、又明治二十九年四月四日付獨逸外相より青木公使宛公文を以て「獨逸帝國臣民は條約第一條及同第三條に掲載したる目的を達せむか爲め其の時々に行はるる國法上の規定に従ひ、内國臣民と均く長期の借地權、地上權其他土地に關する物權を取得すべきこと」を要求し、同日付青木公使は復翰により其を同意した。更に三月三十一日付青木公使より獨逸外相宛公文を以て「日本國法に従ひ設立せられたる商事會社は縱令獨逸帝國臣民が該會社の社員として加入致居候場合と雖も現行の帝國法律に従ひ帝國内の土地所有權を取得し之を占有し得べき旨」を約するところあつた。而して居留地内に獨逸國民が保有する永代借地權に付ては、獨逸政府に於ては第十八條第四項に於て之が尊重に關し、日英條約同様「該居留地内に於て現に因て以て地所

を所持する所の現在永代借地券は有效のものと確認せらるへし、而して右地所に對しては右借地券に載せたる條件の外は別に何等の條件をも附せざるへし」と規定するを以て満足せず、第五項として「右居留地内の地所占有權は將來に於ては從來或る場合に於けるか如く領事官廳若は日本國官廳の認可を得ることを要せずして其の占有者より自由に之を日本國人若は外國人に賣渡すことを得へし」なる規定を挿入する外、更に前記四月四日付獨逸外相より青木公使宛公文第三號に於て、「外國人居留地内地所の所有權は將來に於ても亦日本國政府に屬するを以て該地所の占有者及其の權利承繼者は該地所に對し約定に依る所の借地料の外何等の取立金又は租税を上納することを要せざること」を掲記し、第四號に於て「本條約施行前若は施行中兩締盟國の一方の臣民の他の一方の版圖内に於ける既得權は本條約消滅後に於ても其儘存續せしむべきこと」を申出で我に於て之を承認をした。以上諸規定により日本政府は新條約實施後永代借地券に由り保有せられる土地に對しては、國稅たる地租を課し得ないばかりでなく、地方税をも免除しなければならぬこととなり、更に明治三十五年八月家屋税に關する海牙仲裁裁判の結果として、永代借地の上に建造せられた家屋に對しても一切の國稅及地方税を課し得ないこととなつた。其後外國人は永代借地券により保有する財産を基礎とし定むる所の營業税、所得稅等の納付迄拒絶するに至つた。尙獨逸提案第六に關し獨逸側の希望に近づく爲め第三條第二項及第三項に於て「兩締約國民は住居及商業の外工業の爲め土地を借受くることを得」べきこと、及「工業に關する課税に付ても住居及商業に關する事項と等しく内國臣民又は最惠國臣民と同一の待遇を享受し得べきこと」を規定し、間接に締約國民は他方に於て工業に従事し得べきことを承認した。

第七項に關して獨逸政府は、新條約の下に日本が内地開放に同意する以上、獨逸船舶は日本國內に於ける何れの港津に於ても船舶を以て貨物を輸出入し得べきこととならねばならぬ。尤も稅關の設けなき場合に於ては其の地稅稅關吏を乗船せしむべく、又之に必要な經費は右船主に於て負擔して差支なきことを主張した。日本政府に於ては、右

獨逸側主張の如く税關の設置なき不開港に外國船の出入を許すことは、税關手續を煩瑣ならしむるにより同意し難しと爲し、獨逸側は其の代案として條約中「外國貿易」の爲めに開かる港とは海洋貿易 *Trans-marine commerce* 即ち日本に付ては朝鮮諸港及浦鹽斯德との特別貿易に關する以外の一切の港津を意味する趣旨の公文交換を行ふことを提議した。之に對し、西園寺外相は右特別貿易規定の範圍に內國的海洋貿易 *Domestic trans-marine commerce* 及支那をも包含せしめることを要求し、妥協成立しなかつた。結局「外國貿易に許さるる」云々なる字句を「輸出入を許さるる」云々なる字句に修正し妥協を得た。尤も右修正の結果又條約交渉の際内外船舶の均等待遇に付數次言明せる經緯に鑑みるところあつて、明治三十二年七月十七日新條約實施と同時に明治二十二年八月大藏省令第十號及明治二十七年七月法律第二十號により、內國船に對し米・麥・麥粉・石炭・硫黃の五品に限り支那、朝鮮諸港及露領浦鹽斯德との貿易を許したる下ノ關・門司・唐津・口ノ津・三角・博多・四日市・糸崎・宮津・伏木・小樽等の特別輸出港制度及嚴原・逸見等に於ける朝鮮との特別貿易港制度を廢止し、是等諸港を一率一般に内外國貿易船の出入し得べき外國貿易港に變更した。

第八項に付ては獨逸側に於て其の主張を撤回し、日英條約同様大阪新潟及夷港は沿岸貿易の範圍より除外することと同意した。

第九項に付ても本邦側に於て國法により本邦人は政府の特許を得て外國船を沿岸貿易の爲め傭船し得べきを説明し獨逸側は之を撤回した。

第十項に付ては外國人は居留地内に於て土地所有權を有し得ないこととなつたから前記第六項に於て説明の通り居留地内永代借地權の尊重に關し廣汎な既得權尊重に關する規定を設けた。

第十一項に關し、獨逸は工業所有權保護に關する國際條約に加名して居ないから、日英條約に於ては、日本が右國

際條約に加入すべきことを約したに代へ、日獨條約議定書第四節第二項に於て兩國間に之が保護に關し別に條約を締結すべきことを規定し、又同第三項に於て日本政府は獨逸の領事裁判權廢止に先ち版權に關する「ベルヌ」條約に加入することを規定した。而して工業所有權保護に關し他方の國民に對し國民待遇を保證するところの第十七條は日英條約と異り、第二十一條末項により本條約批准交換と同時に效力を生ずることを規定した。即ち獨逸國民は獨逸が未だ領事裁判權を保有する期間にあつては日本に於て明治二十一年十二月十日公布（二十二年二月一日實施）の意匠及商標條例の下に出願して其の保護を受けられることとなつた次第であるが、其の間に於ける裁判權の所屬について問題を生じた。之に對し青木公使は西園寺外相より再三の注意あつたのに對し、右第十七條に於て「法律の定むる所の條件を遵守するときは *Dass sie die hierfür vom Gesetz vorgesehen Bedingungen erfüllen* 內國臣民と同様の權利を享有すべし」とあり、議定書第四節第一項に於ても「法律の定めたる條件を遵守するときは *Wenn die hierfür vom Gesetz vorgesehen Bedingungen erfüllen sind* 各其國の版圖内に於て該臣民に其の保護を與ふることと同意す」とあるに付、日本に於て工業所有權に關する保護を享受せんとする獨逸國民は、日本國民と等しく日本の裁判權に服従すべきことは議論の起る餘地なく、右に付ては獨逸當局と交渉の際に於ても言明せるところであると報告した。然るに其後西園寺外相は右の點に付爲念、條約調印の際公文交換を行ひ明確にし置くべしと訓令したのであつたが、之に對し獨逸側は應じなかつた。又青木公使に於ても同條は全然相互的に規定せられ居り、又折角獨逸側に於て疑議なしとなし居る點に對し、我より形式論を持出し調印に支障を齎すは面白からずと強硬に主張し、其儘調印するところとなつた。

第十二項に關し、青木公使は明治二十八年二月二十七日陸奥外相より主義に於て獨逸側の提議に異議なき旨訓電に接したから、第九條第一項に於て「兩締約國は其の一方の全版圖内又は其の一部分に於て或物品の生産、製造又は消

費に對し内國税を賦課するときは、他の一方の版圖内より輸入せられたる同種の物品に對しても同一の税を賦課することを得るも、之より多額又は苛重なる税を賦課することを得ず」と定めた外、更に第二項に於て「同種の物品にして前記の全版圖内又は其の一部分に於て生産、製造せられず若は生産、製造せらるるも之に對して課税せられざるときは何等の税金をも賦課することを得ず」と規定することに同意した。右第二項は「外國輸入品と同一なる内國產品の存せざる場合には國税を設定するを得ず」と云ふ次第であるから、表面上公平の様であるが其の解釋に付疑義を生ずるの餘地あり其の結果内國税賦課に關する國權を拘束するところとなつた。

第十三項に關しては本邦に於て過去に於ける商議決定せるところを充分參照し國法を以て之を制定することを主張し、獨逸側に於て其の提議を撤回した。其の結果安政條約以來常に條約の一部となつて居た貿易規則又は保税倉庫規則は將來國法を以て定められることとなつた。

第十四項に關しては、日英條約にあつては批准交換一ヶ月後に本邦は國定稅率を實施し得べきこととなつて居るが、日獨議定書第三の第三項に於ては之を六ヶ月に延長し且つ其の第五項に於ては右國定稅率に對し將來改正を加へた場合、之を獨逸よりの輸入品に適用するには之亦公布後六ヶ月後たることを必要とする旨を規定した。右は本邦關稅改正の際常に見越輸入を獎勵する結果となり、本邦關稅收入上甚しい損害となつた。

第十五項に於ては既に第五項に於て述べた通り、本邦側に於て獨逸提案通り同意した。尤も右既得權尊重は双務的に規定せられたのである。

第十六項に於ては日本政府に於て獨逸提案に同意したが、右一般的無條件最惠國條款は之を通商及航海に關する事項に限定すべきものなることを主張した。本邦が常に最惠國條款に付無條件主義に付留保的態度を採るは、右無條件最惠國待遇が領事裁判權等の事項に擴及せられることを恐れたが爲めである。

第十七項に關し數次交渉の結果獨逸側は其の主張を撤回した。又獨逸側としては其の輸出物品の性質、價格低廉なるもの多き爲め主義として從量稅よりも從價稅によることを可としたが、結局青木公使の折衝により日英追加條約による從量稅を其の儘獨逸品に適用することを容認した。即ち日獨條約附屬稅目に於て日英協定稅率を重修し居るところ、稅番第二號、第十一號、第十八號、第十九號乃至第二十一號、第二十四號、第三十號、第三十一號、第三十四號、第三十五號、第三十八號乃至第四十一號、第四十四號、第四十七號、第四十八號、第五十八號及第五十九號に於ては英國が既に追加條約により日本との間に協定した從量稅を其の儘獨逸品に適用することを承認した。（註、日獨議定書第三節の第四項）其の他の物品に於ては之を實行し得べしと認められる限りは、可成速かに追加條約を以て日本國現行本位銀貨を以て日英條約同様の基礎價格により從量稅に換算すべく、又右從量稅換算に至る迄は附屬稅目所定の從價稅率によるべきを規定した。（註、日獨議定書第三節の第二、第三及第五項）

第十八項に於ては青木公使に於て本邦國法により之を許可すべきことを言明したが、結局條約調印と同日附の獨逸外相より青木公使宛新條約中の釋義に關する來東中第二號に「日本帝國政府は通商の爲め特に緊要なる國內の各地に通商上の需要に應じ倉庫及無稅物置を建設することに注意すべきこと」を記載した。

註12345678 夫々條約改正關係大日本外交文書第四卷一五四、一五八、一七一、二〇七附屬二、二〇四附屬四、一〇七、一七一附屬乃至一七四文書

第三款 稅目協定

協定要求 本邦が獨逸との條約改正に於て進んで協定を提議した物品は獨逸よりの主要輸入品二十八稅目であつて、内英國との協定稅率を重修するもの二十三稅目、然らざるもの五稅目であつた。即ち獨逸に對し新たに協定を承諾す

べきものはアニリン・ダイズ、置時計類、ロブウッド・エツキス、モスリン等の五税目であつた。之に對し明治二十八年四月十七日付を以て獨逸側より送附し來つた協定税目案に先方の要求する品目は五十八税目の多きに及び、苟くも輸入年額五萬圓以上のものは全部協定税目案中に包含して居た。即ち藥品等の如き本邦に於て其の性質上協定の必要なしとする物品をも其の中に加へて居たのである。其の結果協定税率の利益を受ける物品の輸入總額は本邦原案に於て獨逸より本邦への總輸入額中五割七分であつたものに對し、彼に於て九割七分の多きを要求するものであつた。之より先二月一日陸奥外相より青木公使宛電訓を以て本邦協定方針に付説明せしめ、多數の物品を包含せしめない様努力せしめたが其の甲斐はなかつた。斯く協定品目數に關する彼我の懸隔甚しきに付八月五日西園寺外相代理は青木公使に對し、極度の譲歩をなすよりも寧ろ獨逸との間に條約を締結しないことを可とすと述べ、又我方意見の回答遅延せるは三國干渉の爲め事務輻湊せるが爲めなることを辯明すると共に、之に回答するに先ち獨逸側に於て其の要求品目は是非必要とする物品にのみ減少することを要求した。

西園寺回訓 併し西園寺外相代理は出來得る丈け妥協を得る爲め、翌八月六日付青木外相宛公信を以て獨逸對案に對する詳細なる回訓を送つた。其の内容は

「既に英、米、伊、露の四國は關稅問題に付本邦との間に妥協を得た。而して日英協定に於て原提案よりも協定品目を増加した結果、今や條約改正關係國よりの輸入總額中の六割一分は協定税率の利益に均霑することとなつた。即ち英國との協定追加の結果、豫定の一ヶ年關稅收入額四百萬圓中三十五萬圓を減少することとなつた。然るに今獨逸對案を承諾すれば一層甚しき關稅減收を覺悟せねばならぬ。獨逸對案中には本邦統計に掲載して居ない程に輸入額の僅少なるもの、及諸藥劑中に包含せられ其の輸入額不明なるものあるに付審議困難なるも、特に妥協の精神を以て本邦提案物品の外更に稅番一七〇の内アリザリン染料、三四三の内印刷料紙の外洋紙類（明治二十五年に於

ける本邦への輸入額二十三萬六千圓）、八〇、サルチル酸（同上二〇一）、一四七の内プロマイド・クロール及沃度加里（同上三一〇）及次硝酸蒼鉛の六品目に付大限條約通りの從價一割協定を同意すべく、又稅番三八六の内絹綿繻子に對しては日英協定税率從價一割五分なりしを從價一割に減すべし、右により獨逸よりの輸入品中協定税率の利益を受けるものは七割一分に及び、遙かに英國よりも有利なる結果となる。」

右の如き内容を説明するにあつた。

再度交渉 右讓歩案に對し獨逸側は尙も應せず、十月二十七日青木公使よりの回電によれば、獨逸側は原提案五十八税目中重要ならざるもの十三税目を撤回せるも、尙本邦原提案及八月六日付外相代理讓歩案に對し

- (一) 稅番一四七の内アルカリ及アルカリ鹽等從價五分
- (二) 二九、客車、機關車及部分品從價五分
- (三) 一〇六、グリセリン從價一割
- (四) 一四七の内プロマイド及沃度加里從價五分
- (五) 一四七、別號に掲げざる諸藥劑類從價八分
- (六) 一四八、コールター染料（アニリン染料を含む）從價五分
- (七) 一七〇、別號に掲げざる無機染料從價一割
- (八) 二〇九の内ダイナマイト及爆發藥從價五分
- (九) 二〇四の内ホップ從價五分
- (十) 二四三、機械及部分品從價五分
- (十一) 二〇四の内麥芽從價五分

- (二) 二六六、鐵鋼建築用材料從價七分五厘
- (三) 鋁鉛板類從價五分
- (四) 三〇二、線及釘類從價五分
- (五) 三一〇、鐵鋼線曳きたるもの從價七分五厘
- (六) 三一五の內別號に掲げざる鐵鋼製品從價一割
- (七) 三四一乃至三四三、各種紙類從價一割
- (八) 一八五の內織物用糊等從價五分
- (九) 四五五及四六〇、毛製フランネル及モスリン從價五分

の十九品目に對する追加又は減税を要求し從て右協定要求率は會て獨逸政府に於て同意した大隈條約所定のものよりも遙かに低率となるものも少くなかつた。尙獨逸側に於ては前記協定要求税目中(一)、(四)、(六)、(七)、(八)、(九)及び(十)の如き包括的名稱を要する税目に重きを置くとのことであつた。其の他獨逸側は關稅問題に關聯し見本用商品無稅輸入に對し條約中に特別規定を設けんことを希望した。

之れに對し西園寺外相代理は再審議を加へた後明治二十八年十二月二日及明治二十九年一月十八日發電報を以て、上記獨逸第二次要求品目中、一ヶ年本邦輸入額五萬圓を超え且つ其の中獨逸よりの輸入額二萬圓以上に上るものに限り協定に同意すべく、尤も右協定税率は既に獨逸側が同意した明治十五年及十九年條約改正會議所定の率によらねばならぬとの條件の下に最終讓歩案を作成送付した。即ち既電の六品目及絹綿繻子に於ける新協定並に鐵鋼類、毛織物等英國との協定品に對する重修協定を同意する外更に獨逸改正提案(一)鐵道客車及機關車類、(二)ダイナマイト、(三)の肉赤燐、キニーネの四品の協定追加を承諾したものである。其の結果獨逸よりの輸入品中七割四分は協定税率の利益を

受けることとなつた。又獨逸より提議の見本品無稅輸入の件も同意した。其後獨逸帝國議會に於ける農業議員を悦ばす爲めに其の他に(四)ホップを加ふるのみにて流石の難問題も妥協を見るに至つた。斯くて結局本邦は獨逸側の協定要求に對し本邦原案に比し、赤燐、次硝酸蒼鉛、ブロム化物、キニーネ、クロル酸ポタリス、ダイナマイト、沃度ボタリス、サリチル酸、鐵道客車及部分品、アリザリン染料、ホップ、鐵道機關車類及部分品、印刷料紙以外紙類の十三品を承諾し、且つ絹綿繻子の協定税率を從價五分方引下げることとなつたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷一五五以下

第四款 領事職務條約の調印

領事職務條約の交渉 斯くて通商航海條約及附屬税目に對する難協議も略々決了に近づいた明治二十九年二月十八日の會議に至り、獨逸側は通商航海條約と同時に領事職務條約をも伯林に於て調印することを強硬に主張するものなることが判明した。蓋し本邦側に於ては當初職務條約の締結方に同意を表したのであるが、右は専門的問題なる爲め又新條約實施前尙數年間領事裁判權存続する次第であるから、其の間に之が締結談判を完了すれば足りると考へて居た。然るに獨逸側は之を肯ぜず、在獨青木公使との交渉が捗取らないのを見て、明治二十九年三月九日に至り在本邦獨逸公使をして直接西園寺外相代理に對し、領事職務條約の同時調印方に付要求するところあつた。依て西園寺外相代理に於ても止むなく三月十三日付を以て之に同意を表した上、明治二十年井上條約改正會議に提出せる案を基礎とし、之に修正意見を附し在獨青木公使宛送付した。尤も右修正は必ずしも重要な事項でなかつたから、青木公使に於て交渉の必要上適當に取捨し差支なき旨併せ訓令した。

青木公使は井上外相時代に外務次官として之に關與した關係もあつてこの方面に通じても居り、右西園寺外相より

の訓令を參考とし好都合に交渉を促進せしめ、明治二十九年四月四日、即ち病後陸奥外相再執務の翌日、日獨通商條約と共に伯林に於て領事職務條約を調印した。又獨逸側の希望により同條約附屬議定書第二號に於て犯罪人の引渡し及刑事上訴訟共助に付兩國間に別に約定を取結ぶことを規定をした。

註12 條約改正關係大日本外交第四卷一九三及二〇四附屬三文書

第五款 日獨條約調印後に於ける條約修正問題

工業所有權保護の問題 日獨通商航海條約附屬議定書及日獨領事職務條約は明治二十九年四月四日伯林に於て調印せられ、其後獨逸に於て急速批准方に盡力した結果、兩條約は五月十五日獨逸聯邦議會を通過し、六月十三日獨逸帝國議會を通過するに至つた。然るに前記兩條約の正本が本邦に到着し本邦當局に於て精査を加へたところ、青木公使が本省の訓令に俟たずして獨斷專行を爲した多數の條項に關し、種々西園寺外相代理の意に充たないものがあつた。就中批准交換後直ちに之を實施することとなつて居る通商航海條約第十七條工業所有權の保護に關する規定に關して、裁判管轄權の所在に付甚だ疑問あることを發見した。右の點は西園寺外相代理より條約交渉中再三青木公使の注意を喚起したのであるが、青木公使は同條約及同議定書第四に於て「法律に定めたる條件を遵守するときは」なる字句あるを以て、在本邦獨逸人の申請する工業所有權の保護に關する一切の事項は帝國裁判所に於て所轄すること疑なしとし、且つ右は交渉の際獨逸側委員よりも言明せるところであると報じたことは既に述べたる通りである。然るに條約調印後西園寺外相代理より後日の誤解を避ける爲めこの條項の解釋に付外交文書の交換をなし置くことを訓令したところ、意外にも青木公使よりの回電によれば、獨逸側に於ては右様公文の交換により在本邦獨逸國民の裁判上の權利を

剝奪することは憲法上不可能なりとした。又青木公使は獨逸帝國議會の議事録によるも又新條約の明文上より見るも、工業所有權の保護に關し日本裁判所が管轄權を有することは疑問なきのみならず、領事裁判權廢止前右に付訴訟を生ずるが如きことは事實上なかるべく、萬一生ずる場合にも外交上の交渉により之を處理するを得べしと説明し、右解釋に關する公文交換を思ひ切り、至急批准交換の手續を完了すべしとの意見を上申した。

批准遷延 其の後も右工業所有權問題に關する西園寺外相と青木公使との意見は容易に一致せず、之が爲め本邦側に於ける批准手續は勢ひ遷延するに至つた。去り逆て一工業所有權問題の爲め批准を拒絶することも出来ないから、西園寺外相（二十九年五月三十日陸奥外相病氣の爲め辭任し西園寺臨時外相代理は文相より外相兼攝す）は止むを得ず明治二十九年七月十六日日獨條約及日獨領事職務條約の御裁可を申請した。兩條約は樞密院に諮詢附議せられたが、樞密院に於ては兩條約に對し之が批准の「可然」を奏請すると同時に政府に對する希望決議として、右批准交換前條卷中左記事項の解釋に關し宣言を爲し置くことを求めた。

(一) 議定書第三節の第五項末段國定稅率改正の場合に於て六ヶ月前に公布を要すとなせる規定の適用を限定すること。

(二) 新たに國籍を獲得したる無籍者は領事職務條約附屬議定書第一號の適用より除外し獨逸領事官の管轄下に置かること。

(三) 明治二十九年四月四日付獨逸外務大臣よりの來翰中第四號に掲記するところの既得權 wohl erworbenen Rechte なる字句の意味を決定すること。

依て西園寺外相は再び青木公使に對し、工業所有權問題の外以上三項に付きても批准書交換の際適當なる留保的宣言をなすべきことを詳細訓令したが、青木公使は右様樞密院の希望せる留保的宣言に關し獨逸政府との間に何等の取

極を爲すことは無用であるとした。之が爲め愈々本邦側に於ける條約批准手續は延引することとなつた。明治二十九年八月十四日在本邦獨逸公使は西園寺外相を訪ひ、本邦の條約批准上最難關となつて居る工業所有權の裁判權問題に關し意見を交換した。其の説明によれば特許審判所が裁斷すべき事項に付ては日本の裁判權に服従すべきも、特許權違反者に對し刑罰を課するが如き事項に付ては依然獨逸の領事裁判權が繼續するものと解釋しなければならぬ。然るに後者に關する事項に付て日本に裁判權を讓歩する爲めには新たに條約を締結する必要がある。然るに斯くては更に獨逸帝國議會に於て議論を生ずべく、之が爲め新條約の批准は無限に延期せられることになるとの國內事情を明にした。依て西園寺外相は止むを得ず獨逸公使に對し、本邦政府に於ては批准手續を速かに採るべきも、右批准交換の際本件に關し將來爭議を生じた場合には、獨逸政府は外交上の手續により圓滿解決せしむべしとの了解を兩國間に爲し置き度き希望を申出でた。而して其の旨重ねて青木公使にも訓令するところあつた。斯くて西園寺外相は兩條約に對し明治二十九年八月十八日御批准を奏請し、御批准書を八月二十九日青木公使宛送付すると同時に、同公使に對し「批准交換の際工業所有權に關する件及前述樞密院の希望決議による三留保項目に付適當の公文を交換すべきこと、并に右に關する公文交換成立する迄は批准交換を見合はすべき旨」重ねて訓令した。

然るに其後明治二十九年九月十八日松隈内閣の成立より大隈伯再び外相に就任したが、新外相は西園寺外相時代に於て久しく日獨條約の批准が遷延した事情を調査した結果多少讓歩を爲すことに決心し、十月十日付を以て在伯林青木公使に對し明治十二年狩獵規則を外國人に實行した場合に於ける先例を襲套し、工業所有權保護問題に付ても獨逸領事裁判所に於て獨逸人に對し本邦當該條例を適用することを約する條件の下に、日獨條約第十七條に關する爭議を結了するやうに提議した。然るに之亦獨逸側に於て憲法上斯くの如きことは外交文書を以て約束するを得ず、新たに條約を締結するに非ざれば不可能なりと主張した。依て十一月四日大隈外相より青木公使に對し日獨條約に關する一

切の未決問題は留保の儘批准交換を爲すべく、尤も右批准交換の際青木公使より單獨に適當なる留保宣言を爲すべき旨を訓令した。斯くて批准交換は十一月十八日伯林に於て青木公使とマルシヤル獨逸外相との間に行はれたが、青木公使は前記留保問題に付單に口頭を以て適當なる陳述を爲すに止めた。

其後日獨條約議定書第三節第二項及第三項により明治三十一年十二月二十五日東京に於て青木外相とライデン獨逸公使との間に日獨追加約定調印せられ、明治三十二年一月一日より國定稅率及他の諸協定稅目と等しく實施せられるに至つた。右追加條約中日英追加條約所載協定稅率は其の儘之に準據し、日獨協定稅目數は五十九稅目となつた。右の中獨逸とのみ協定せる物品中稅番六の乙（ポタース以外）バリウム化物、七規尼涅、十沃度ポタース、十二サリチル酸、二十七アニリン染料、二十八アリザリン染料、二十九ログウード越幾斯、四十三鐵道機關車及部分品、四十五ステリライズド・ミルク、四十六の乙各種の紙類（印刷料紙以外の）、五十置時計、等及其の部分品に對しては從價稅を採用し、其の他の物品に付ては從量稅を協定した。蓋し前記明治二十九年九月十八日外相に就任した大隈伯は其後松隈内閣分裂の爲め十一月十六日辭職し西前駐露公使樞密顧問官より外相に轉任した。次いで明治三十一年六月三十日隈板内閣の成立により、大隈首相は再び外相を兼任するに至つたが、早くも十一月八日同内閣仲間割にて倒れ、山縣内閣再現し青木駐獨公使は歸朝して再び外相の印綬を帯びることになり、明治三十二年七月十七日陸奥改正條約は本邦條約改正史上最も因縁深き青木外相により實施せられることとなつたのである。

註1 條約第正關係大日本外交文書第四卷二一〇文書以下